三重県土地家屋調査士会事務局
職員退職金支給規程

（目　的）

第１条　　この規程は、就業規則第７９条（退職金等）の定めに基づき、三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）の職員の退職金に関する事項を定めるものである。

（退職金の支給）

第２条　前項の退職金の支給は、本会が各職員について　中小企業退職金共済事業団（以下「事業団」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

（新採用の職員）

第３条　新たに雇い入れた職員については、本採用になった月に事業団と退職金共済契約を締結する。

（掛金の額）

第４条　退職金共済契約は、職員ごとにその基本給の額に応じ、別表に定める掛金月額によって締結し、必要に応じ掛金を調整する。

（別表）

掛　金　月　額　表

基本給月額		掛金月額
100,000未満		6,000円
100,000以上	120,000未満	7,000円
120,000以上	150,000未満	8,000円
150,000以上	200,000未満	9,000円
200,000以上	250,000未満	10,000円
250,000以上	300,000未満	12,000円
300,000以上		14,000円

（一般の場合の退職金）

第５条　退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。ただし、退職時の基本給にその者の勤続期間に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額に満たない額は、本会が支給する。

（１）　１年以上１０年以下の期間については、１年につき７５／１００

（２）　１０年以上の期間については、１年につき５０／１００

（本会の都合による退職の場合の退職金）

第６条　本会の都合により退職させられた場合の　退職金の額は、前条によって定められた額の３割以内を正副会長の協議により増額支給する。

（業務上の傷病又は死亡により退職した場合の退職金）

第７条　退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のものである場合の退職金の額は、第４条によって定められた額の６割以内を正副会長の協議により増額支給する。

（退職金の支給制限）

第８条　職員が懲戒解雇を受けた場合には、本会は事業団に退職金の減額を申し出ることがある。

（退職金の受給権者）

第９条　退職金は職員（職員が死亡したときは遺族）に交付する退職金共済手帳により、事業団から支給を受けるものとする。

２　職員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人又は遺族が遅滞なく退職金を請求できるよう、すみやかに退職金共済手帳を本人又は遺族に交付する。

第１０条　第６条、第７条により退職する場合の退職金で本会から支給する増額分については、事業団からの支給額が決定次第１月以内に本人又は遺族に支給する。

（規程の改廃）

第１１条　この規程は、経済情勢の変化、関係諸法規の改正及び本会の財務状況等の変化により必要があるときは、本会の全職員の過半数を代表する者の意見を聴き、理事会の決議を経て改定することができる。

附　　則

１　この規程は現在職員である者についても、適用する。

附　　則

この規程は平成１３年５月２日から施行する。

附　　則

この規程は平成１６年４月１日から施行する。

附　　則

この規程の施行と同時に三重県土地家屋調査士会事務局職員退職手当支給規程を廃止する。

この規程は平成２９年３月２６日から施行する。